

島根県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱（令和2年度第三次補正予算分）」（令和3年1月29日障発0129第3号。以下「国実施要綱」という。）及び社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、障がい福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障がい福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等の介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業、対象経費、基準額、補助事業者及び補助率は次のとおりとする。

(1) 交付の対象となる事業

国実施要綱4に掲げる事業とする。

なお、導入する介護ロボット等は、国実施要綱3（10）アからウのすべての要件を満たすものとする。

(2) 対象経費

障がい福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）

(3) 基準額

知事が必要と認める額

(4) 補助事業者

社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人等の団体が運営する障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者

(5) 補助率

10/10

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、前条に掲げる基準額と前条に掲げる対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に前条に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付申請は、様式第1号による交付申請書を知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得

し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第3号による事業変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により、概算払を受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月30日までに様式第5号による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する事業実績報告を受け、その報告に係る収入補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この交付要綱は、令和3年2月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。